

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【財政局財務部財政課】 9
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局救急部救急課】 12
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 15

◇ 交 通 局

- 保険契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】 16

北九州市告示第 60 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項の事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 27 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

大阪府東大阪市中石切町五丁目 7 番 59 号
大阪精工株式会社
取締役社長 澤田展明

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 120 番 2
大阪精工株式会社九州工場

(3) 特定施設の構造等の変更の概要

特定施設からの汚水等の汚染状態、汚水等の処理施設からの汚水等の汚染状態及び排水口からの排出水の汚染状態の変更

(4) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) C-2

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	300 t / 日

(イ) C-3

種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	300 t / 日

(ウ) C-4

種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又
----	-------------------------------

	はアルカリによる表面処理施設
能力	300 t / 日

(エ) C-5

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	300 t / 日

イ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の値

(ア) C-2

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 14	同左
水素イオン濃度	通常 9.6 最大 9.6	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 13,800 最大 13,800	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 690 最大 690	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 15,000 最大 15,000	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	通常 11,000 最大 11,000	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 790 最大 790	同左
りん 含有量 (mg/l)	通常 210 最大 210	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 47 最大 47	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 68 最大 68	同左

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	通常 ー 最大 ー	通常 790 最大 790
---	--------------	------------------

(イ) C-3

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 14	同左
水素イオン濃度	通常 12.5 最大 12.5	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.0	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1,400 最大 1,400	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 1,400 最大 1,400	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	通常 14 最大 14	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 660 最大 660	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 2.4 最大 2.4	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 1.4 最大 1.4	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 1.9 最大 1.9	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	通常 ー 最大 ー	通常 790 最大 790

(ウ) C-4

	変更前	変更後

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0 最大 36	同左
水素イオン濃度	通常 1.9 最大 1.8	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.0	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 27 最大 33	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 12 最大 28	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	通常 1 最大 4	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 5,000 最大 8,100	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 3,100 最大 3,700	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 81 最大 14,000	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 23 最大 12,000	同左
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 5,000 最大 8,100

(エ) C-5

	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0 最大 36	同左
水素イオン濃度	通常 1.9 最大 1.8	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.0	同左

化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 27 最大 33	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 12 最大 28	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	通常 1 最大 4	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 5,000 最大 8,100	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 3,100 最大 3,700	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 81 最大 14,000	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 23 最大 12,000	同左
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 (mg/l)	通常 - 最大 -	通常 5,000 最大 8,100

(5) 汚水等の処理に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

ア 中和凝集沈殿処理装置

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 240 最大 400	同左
水素イオン濃度	通常 6.8 最大 6.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10.0 最大 10.0	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 20.0 最大 20.0	同左
ノルマルヘキサン抽出	通常 2.0	同左

物質含有量 (mg/ℓ)	最大 2.0	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 10.0	同左
磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1.0 最大 1.0	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 2.0 最大 2.0	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 10.0	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 — 最大 —	通常 10 最大 10

(6) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1 排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 248 最大 408	同左
水素イオン濃度	通常 6.8 最大 5.0~9.0	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 15.0	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 15.0	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20.0 最大 20.0	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2.0 最大 2.0	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 10.0	同左
磷含有量	通常 1.0	同左

(mg/ℓ)	最大 1.0	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	通常 — 最大 —	通常 10 最大 10
(mg/ℓ)		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年2月27日から同年3月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年3月19日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第146号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月27日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物品の名称及び数量 カラー複合機1台並びにモノクロ複写機2台及びカラー複写機1台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財政課

イ 期間 この公告の日から令和6年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、同号イの期間に北九州市財政局財務部財政課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行わなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公示の日から令和6年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年3月8日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和6年3月12日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年3月13日午後2時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局財務部財政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2002

北九州市公告第148号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月27日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和6年度救急資器材管理供給業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けている者であること。
- (5) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務について、非常駐

型での実績を有していること。

(6) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務を行うための倉庫を北九州市内に有していること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間 この公告の日から令和6年3月12日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び期間において無償で交付する。電子メールでの交付依頼も受け付ける。

(3) 入札説明会

ア 日時 令和6年3月6日午後2時

イ 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局庁舎2階 災害対策本部室

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月15日午後4時までに通知する。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年3月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年3月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月18日午後2時

イ 場所 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
北九州市消防局庁舎 2 階 災害対策本部室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局救急部救急課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号

電話 093-582-3820

北九州市公告第 1 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区上吉田四丁目 4 2 番 5、4 3 番 1、4 3 番 3 及び 4 3 番 4 並びに大字吉田 6 5 番 1	北九州市小倉南区上吉田四丁目 1 4 番 2 2 号 株式会社福岡養鰻 代表取締役 各務秀人

北九州市交通局公告第6号

一般競争入札により、令和6年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月27日

北九州市交通局長 福本 啓 二

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険
- (2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 保険期間 令和6年4月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局営業推進課
 - イ 期間 この公告の日から令和6年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和6年3月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室
 - イ 日時 令和6年3月8日午後3時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 否
- (6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410